

1930

九二

決裁指定

閱

大臣 姜		主務局長		主務局長		主務局長		主務局長		主務局長	
次官		參事官		課長		課長		課長		課長	
高級副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官	
主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官	
主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官	

連帶  
課名 兵防器主建補統医衛  
決定後  
覽  
課名



差  
電

航空本部長へ達案

陸軍航空本部技術部、所澤ヨリ五川へ、  
移轉ハ概テ昭和三年八月中旬ヨリ同年  
九月下旬ニ直ル間ニ於テ之ヲ實施スルニ  
阻ニ同部内ノ航空衛生ニ関スル業務ヲ掌  
ル機關ハ殊然之ヲ所澤ニ残置セシムルニ

三七八五號

昭和三年八月拾四日



副官ヨリ陸軍一般へ通牒案 (陸普)

陸軍航空本部技術部、所澤ヨリ五川へ  
移轉ハ概テ昭和三年八月中旬ヨリ同年  
九月下旬ニ直ル間ニ於テ之ヲ實施スルニ

同部内、航空衛生之開スル業、故ヲ掌  
ル様、爾ノミハ依然之ヲ所澤ニ残置  
スルコトニ是ナラレタルニ付、通牒ス。

陸軍 三七八 号

昭和參年八月拾四日

田

陸軍